

毎週火、  
日曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 土地改良事業計画書の写の縦覽

土地改良区の役員の退任等の届出

土地配分計画の作成

収入証紙小売さばき人の指定

農地等交換分合計画の認可

◇教委告示 定例教育委員会の招集

◇公安告示 昭和三十四年四月鳥取県公安委員会告示  
第七号の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十八号

昭和三十七年五月十五日付けで大鴨土地改良区から申

請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、

次のように土地改良事業計画書の写を縦覽に供する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 縦覽期間

昭和三十七年十二月七日から二十日間とする。

### 二 縦覽場所

倉吉市上古川 大鴨土地改良区事務所

### 三 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百三十九号

昭和三十七年三月三十一日付けで今在家土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業については、審査の結果その計画を適当と認め

監事	伊達 重政	中曾 栄一	福万
監事	中本 慶治		石州府
定款変更による改選のため			
就任した役員の氏名及び住所			
理事	井沢 豊	西伯郡岸本町上細見三五二番地	
"	米沢 実	立岩一二一番地	
"	大沢登龜男	吉定六五七番地	
"	田中 信市	八三九番地	
"	藍田 武一	岸本三六六番地	
"	山下林太郎	押口三八番地	
"	細田 亮福	遠藤三六番地	
"	高橋 寿雄	伯仙町石州府四三一一番地	
"	福島 為市	福万三四四番地	
"	伊達 重政	尾高一一六八番地	
"	藤本 好治	一一八八番地	
"	中本 慶治	石州府四四四番地	

伊澤 性一 中村 実雄 岸本町吉定八一九番地  
昭和三十七年九月九日臨時総代会において総選挙の結果当選し九月十四日就任 任期理事二年 監事一年  
北条川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	中江 豊	東伯郡北条町大字下神
"	岸田 弘	土下
"	田熊善之助	米里
"	日置智代蔵	島
"	磯江 幸雄	北尾
"	稻本 忠雄	田井
"	石宝 高良	弓原
"	吉田 啓藏	下神
"	牧野 克良	松神
"	遠藤 清春	
"	田中 一	
"	曲	

任期満了により退任

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

尾高井手土地改良区  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
昭和三十七年十二月七日

退任した役員の氏名及び住所

理事	井沢 豊	西伯郡岸本町上細見
"	米沢 実	
"	藍田 武一	岸本
"	山下林太郎	
"	細田 亮福	押口
"	高橋 寿雄	遠藤
"	加川 幸雄	福万
"	福島 為市	
"	青木 恒	伯仙町石州府
"		尾高

三 異議の申出  
利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。  
鳥取県告示第六百四十号  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条  
第十項の規定により、尾高井手土地改良区及び北条川

土地改良区からそれぞれ次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

5 昭和37年12月7日 金曜日 鳥取県公報 第3384号

昭和37年12月7日 金曜日 鳥取県公報 第3384号

00829  
(第3種郵便物)  
認  
司

就任した役員の氏名及び住所

理事 中江 豊 東伯郡北条町  
岸田 弘 大字下神一八六番地  
田熊善之助 北尾四四三番地  
稻本 忠雄 田井四〇四番地  
三谷 忠政 弓原三六八番地  
牧野 克良 下神七〇五番地  
吉田 啓蔵 一九三番一地  
島五七一番地

遠藤 清春 松神八二九番一地  
田中 一 田中一 一 曲六九〇番地  
昭和三十七年十月七日臨時総代会において総選挙の結果当選し十月十四日就任 任期二年

## 鳥取県告示第六百四十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、次のとおり土地配分計画が作成されたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石破二朗

区分	地区名	所在地	入	植	増	反	團	体	要
(工区)	都市 町村	大字	予定 壳渡 口數	予定壳渡 面積	预定壳 面積	预定壳 面積	预定壳 面積	预定壳 面積	
土地	(大中山)	西伯 中山 羽田 井	四	一云、〇〇〇 反	一云、〇〇〇	一	一	一	
笠良原	日野 江府 御机	一 云、〇〇〇	一	一 云、〇〇〇	一 云、〇〇〇	一 云、〇〇〇	一 云、〇〇〇	一 云、〇〇〇	

計

六 五三、〇〇〇	一	一	一 五、一〇一	新規入植 既入植者追加 (八〇口)					
既入植者追加 (一〇〇口)									
既入植者追加 (一〇〇口)									
四戸									

## 鳥取県告示第六百四十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石破二朗	指定年月日
新規入植者追加 (一〇〇口)	既入植者追加 (一〇〇口)
五戸	五戸
一件	一件

## 指定者名 氏 名

壳さばき場所

鳥取県 知事 石破二郎

住

鳥取市田島二六八番地

昭和三十七年十二月四日

指定期号 指定者名 指定年月日

三一九 学校法人鳥取県東部自動車学校

学校法人鳥取県東部自動車学校

車学校校長 遠藤弥太郎

## 鳥取県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十八条第八項の規定により、西伯郡名和町農業委員会から申請のあつた農地等交換分合計画を次のとおり認可したので、同条第十項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石破二朗

認可年月日

農業委員会名

名和町農業委員会

昭和三十七年七月三十一日

昭和三十七年十二月七日

## 教育委員会告示

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県教育委員会告示第三十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 昭和三十七年十二月七日 午後一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会教育委員室

三 議題 (1) 昭和三十八年度予算編成の重点について

(2) その他

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

昭和三十四年四月鳥取県公安委員会告示第七号(遊技

の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法)の

一部を次のように改正し、昭和三十七年十二月七日から

施行する。

昭和三十七年十二月七日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行白火金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定額一部月額二五〇円(配達料共)〕所